

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成23年 7 月15日提出
【計算期間】	第11期 (自 平成22年 4 月20日 至 平成23年 4 月18日)
【ファンド名】	明治安田日本株式リサーチオープン
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐 藤 公 俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【事務連絡者氏名】	阿 部 一
【連絡場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【電話番号】	03-5469-3587
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田日本株式リサーチオープンは、信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

ファンドは、社団法人投資信託協会による分類方法において、「追加型投信 / 国内 / 株式」に商品分類され、属性は下記に区分されます。

「追加型投信 / 国内 / 株式」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドであり、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産（株式）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< ファンドの属性およびその定義 >

1. 投資対象資産による属性区分 : その他資産(投資信託証券(株式 一般))
目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券(親投資信託など)を通じて、主として株式(大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。)へ投資を行う旨の記載があるものをいいます。
2. 決算頻度による属性区分 : 年1回
目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 投資対象地域による属性区分 : 日本
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
4. 投資形態による属性区分 : ファミリーファンド
目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限1,000億円

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成12年4月19日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成21年4月1日 ファンドの名称を「明治ドレスナー日本株式リサーチオープン」から

「MDAM日本株式リサーチオープン」に変更

平成22年10月1日 ファンドの名称を「MDAM日本株式リサーチオープン」から

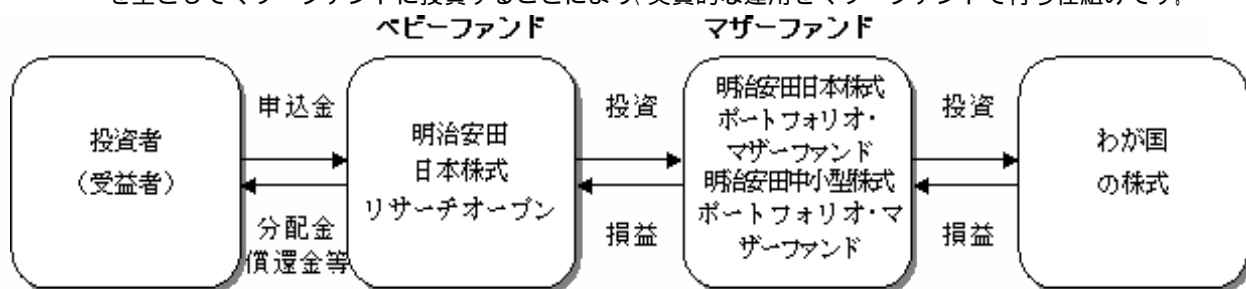
「明治安田日本株式リサーチオープン」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券および「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

（注）「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益は全て投資者である受益者に帰属します。

委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。

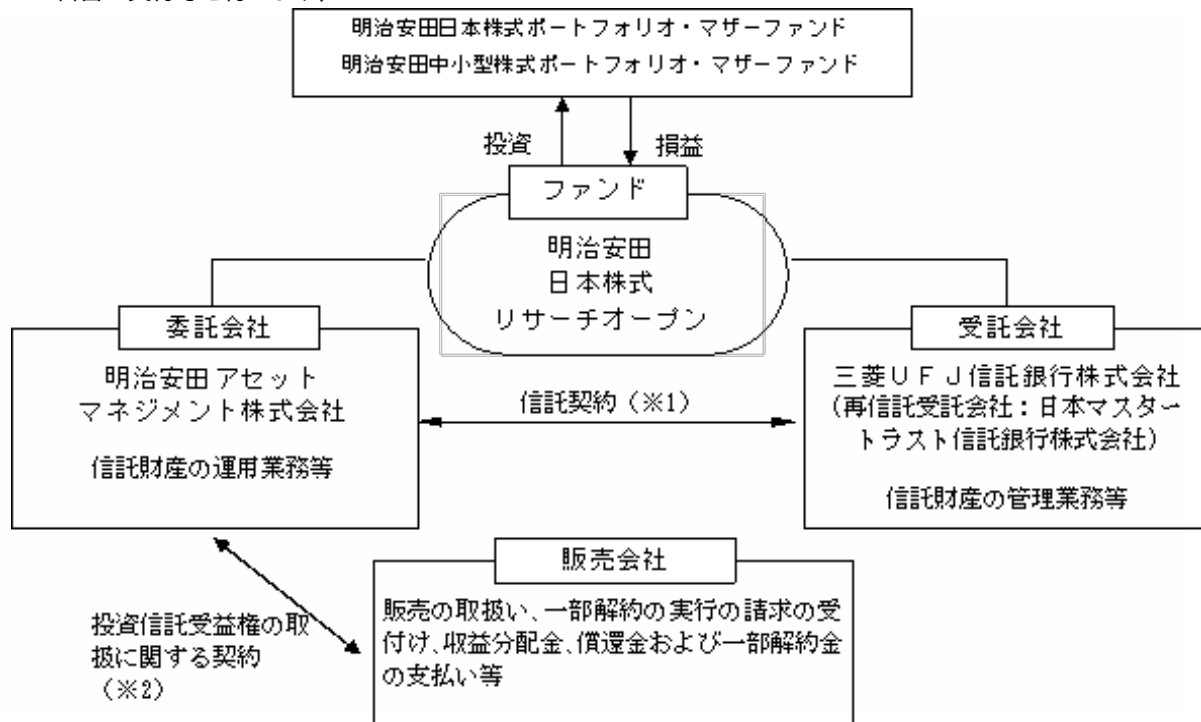
2. 受託会社（受託者）： 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

(なお、受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)

3. 販売会社

ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

- 昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立
- 平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
- 平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
- 平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
- 平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
- 平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3.大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア・パシフィック ゲー・エム・ペー・ハー	ドイツ, 80335 ミュンヘン ジーデルシュトラッセ 24 - 24a	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、TOPIX（東証株価指数）を上回る超過収益をめざして運用を行います。

TOPIX（東証株価指数）は、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所が公表する株価指数で、東京証券取引所第一部に上場されている全ての株式の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利及びTOPIXの商標に関する全ての権利は株式会社東京証券取引所が有します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

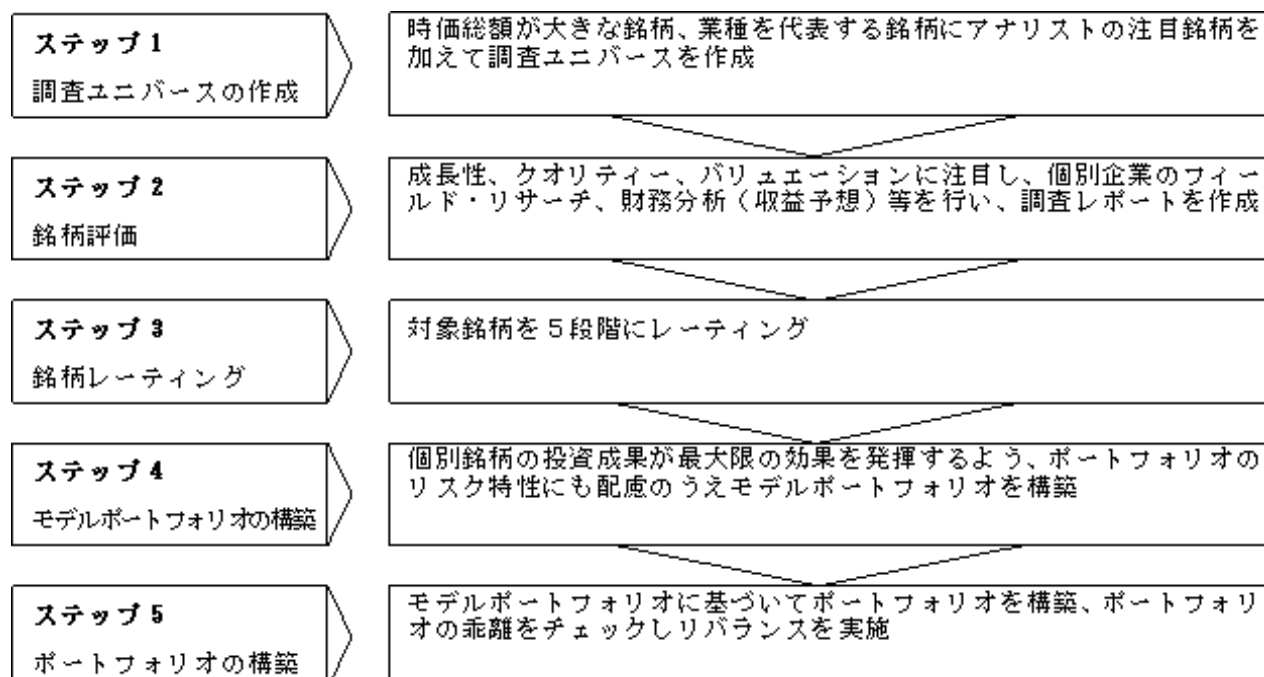
運用の形態等

ファンダメンタルズリサーチを重視した運用により株式市場を上回る収益獲得を目指すアクティブ運用を行います。

投資態度

1. TOPIX500に含まれる銘柄を中心に投資を行う明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券と、主にTOPIX500対象銘柄以外に投資を行う明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
2. 明治安田日本株式リサーチオープンから明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券への投資割合は概ね5%～10%程度の範囲で、市況動向等によって機動的に配分を決定します。
3. 株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。
4. リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

運用プロセスの概要



5. 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンドにおいては、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析、企業への訪問・ヒアリング、グラスルーツ リサーチをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。
6. 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンドにおいては企業トップマネジメントとのミーティングを重視したボトムアップ リサーチにグラスルーツ リサーチを加え成長企業の発掘・選別を行います。（グラスルーツ リサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点での日本企業の活動分析にも力を発揮するリサーチ手法です。）
7. 年金運用で培ったリスクコントロール手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。
8. 非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、このような運用が出来ない場合があります。

（参考）親投資信託の概要

「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」

投資方針

1 基本方針

この投資信託は、TOPIX（東証株価指数）を上回る投資成果をめざして運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

TOPIX500に含まれている銘柄を主要投資対象とします。

投資する銘柄数は、50前後を目安とします。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

投資については、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析、企業への訪問・ヒアリング、グラスルーツリサーチをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。

年金運用で培ったリスクコントロール手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引を行います。

有価証券先物取引等を行います。

スワップ取引を行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」

投資方針

1 基本方針

この投資信託は、わが国の中小型株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

おもにTOPIX500対象銘柄以外の銘柄を主要投資対象とします。

投資する銘柄数は、50～80程度を目安とします。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

企業トップマネジメントとのミーティングを重視したボトムアップ・リサーチにグラスルーツ リサーチを加え成長企業の発掘・選別を行います。（グラスルーツ リサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点での日本企業の活動分析にも力を発揮するリサーチ手法です。）

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引を行います。

有価証券先物取引等を行います。

スワップ取引を行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券および「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに16. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに16. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記「 1. から4. 」までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

1.運用体制

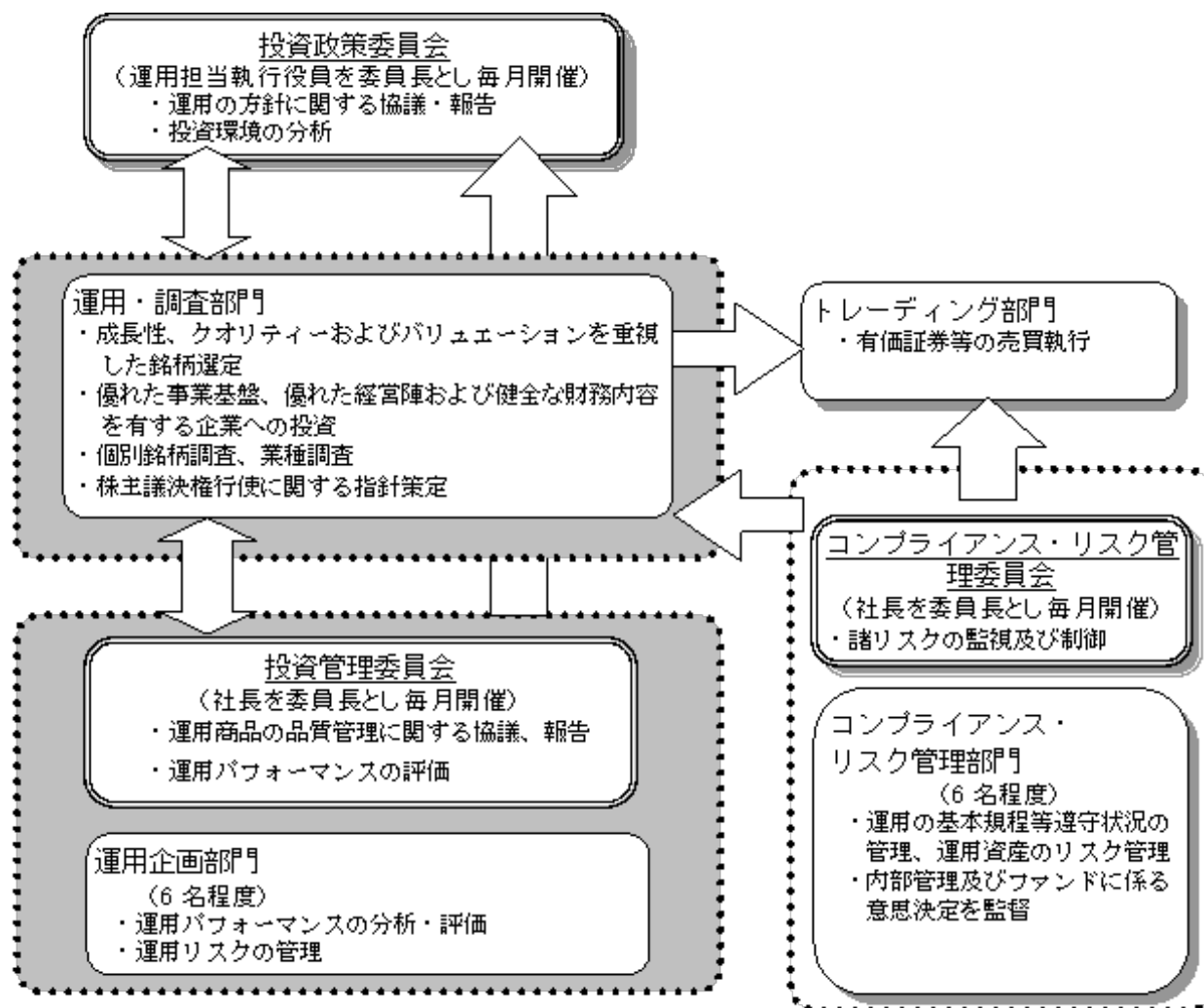
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

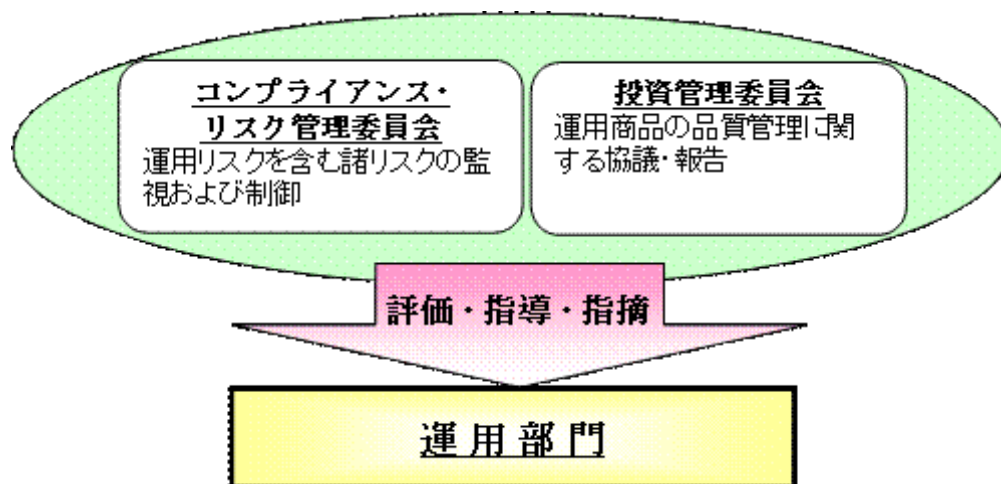
ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

2. 内部管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの内部管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎年1回（原則4月18日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算

日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。収益分配金の支払いは販売会社において行います。ただし、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

株式への投資制限（約款 運用の基本方針）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針）

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券等の投資制限（約款 運用の基本方針）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券の投資制限（約款 運用の基本方針）

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式等への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款 運用の基本方針）

信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資する株式等の範囲（約款第18条）

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲（約款第20条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第21条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の

取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図（約款第24条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第25条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の ～ の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記1. ～ に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲（約款第26条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。

公社債の借入れ（約款第27条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
4. 上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ（約款第34条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - ）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて間接的に、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2. その他のリスク・留意点

- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

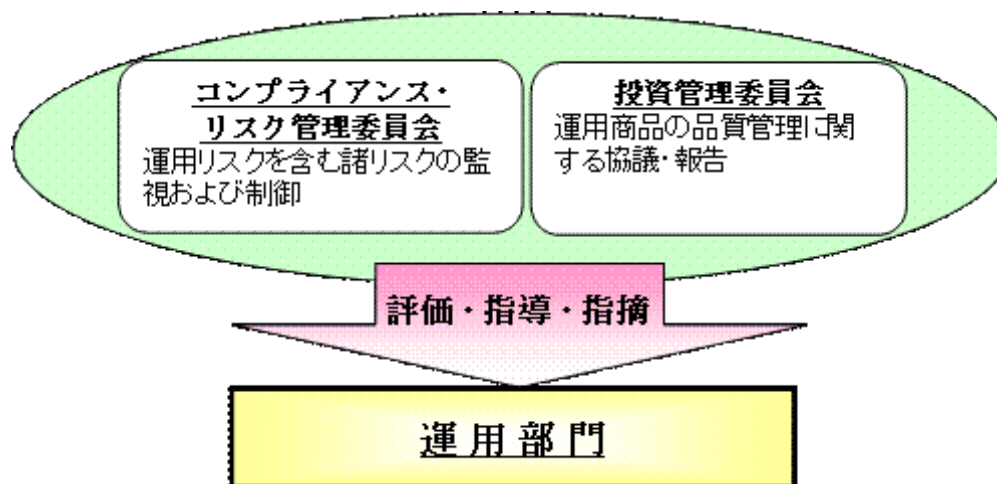
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

販売会社により、他のファンドの償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換優遇制度）があります。また、一定の要件を満たした他のファンドの換金代金の範囲内での当ファンドの取得について、手数料率が優遇される場合（償還前乗換優遇制度）があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した額とします。

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.785%（税抜1.7%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

合計	委託会社	販売会社	受託会社
年1.785% (税抜1.7%)	年0.840% (税抜0.8%)	年0.840% (税抜0.8%)	年0.105% (税抜0.1%)

「税抜」における税とは、消費税等相当額をいいます。

上記信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額および受託会社が立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

1)個人、法人別の課税の取扱いについて

1.個人の受益者に対する課税

<収益分配金（普通分配金）に対する課税>

平成25年12月31日までの間、個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

平成26年1月1日以降、源泉徴収の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

<一部解約時および償還時に対する課税>

平成25年12月31日までの間、一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

平成26年1月1日以降、税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り、）と損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2.法人の受益者に対する課税

平成25年12月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

平成26年1月1日以降、税率は、15%（所得税15%）となる予定です。

2)個別元本方式について

1.追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2.受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。

3.受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

3)収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者

毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の全額が特別分配金となります。

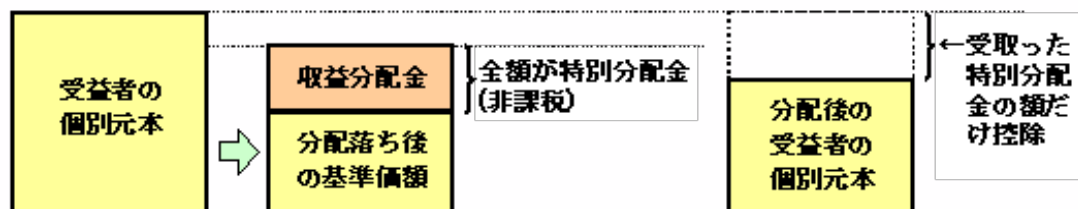
当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を上回っている場合には、その下回った部分の分配金が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

《収益分配金の課税と個別元本のイメージ》

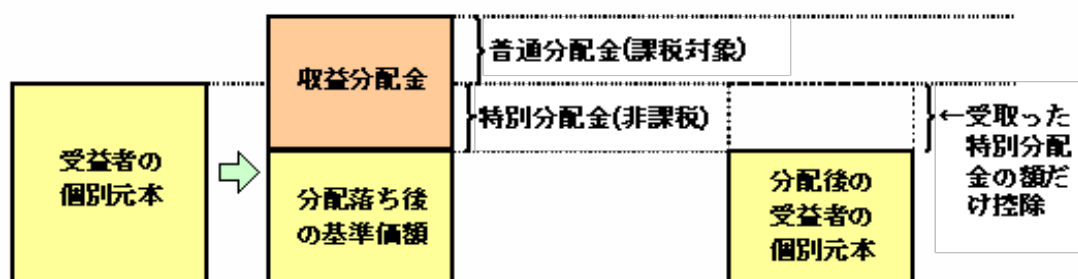
①収益分配金が全額普通分配金になる場合



②収益分配金が全額特別分配金になる場合



③収益分配金が普通分配金と特別分配金に分かれる場合



※上記はあくまでもイメージであり、当ファンドの収益分配を約束するものではありません。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

以下は平成23年5月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

平成22年10月1日をもって「MDAM日本株式マザーファンド」は「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」に、「MDAM中小型株式マザーファンド」は「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」にファンド名称を変更しました。（以下同じ）

(1)【投資状況】

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券	948,645,754	90.25
明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券	93,614,197	8.91
小計	1,042,259,951	99.16
コール・ローン、その他資産(負債控除後)	8,830,276	0.84
合 計(純資産総額)	1,051,090,227	100.00

（参考）マザーファンドの投資状況

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	日 本	3,240,415,850	96.78
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		107,795,124	3.22
合 計(純資産総額)		3,348,210,974	100.00

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	日 本	318,343,200	95.47
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		15,101,553	4.53
合 計(純資産総額)		333,444,753	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国名 / 業種 種類	数量(口)	簿価単価 / 簿価額(円)	評価単価 / 評価額(円)	投資比率 (%)
1	明治安田日本株式 ポートフォリオ・ マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	1,712,666,103	0.5410 926,552,362	0.5539 948,645,754	90.25
2	明治安田中小型株式 ポートフォリオ・ マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	113,706,058	0.8049 91,522,007	0.8233 93,614,197	8.91

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.16
合計	99.16

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの投資資産

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	三井物産	卸売業	85,000	1,399.50	118,957,694	1,384.00	117,640,000	3.51
2	日本	株式	日立製作所	電気機器	205,000	397.60	81,508,442	464.00	95,120,000	2.84
3	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	252,400	378.33	95,491,386	375.00	94,650,000	2.83
4	日本	株式	日本電産	電気機器	12,700	6,883.00	87,414,141	7,340.00	93,218,000	2.78
5	日本	株式	ファミリーマート	小売業	31,100	3,004.09	93,427,473	2,907.00	90,407,700	2.70
6	日本	株式	イビデン	電気機器	33,700	2,456.96	82,799,862	2,631.00	88,664,700	2.65
7	日本	株式	N T N	機械	210,000	375.28	78,809,272	421.00	88,410,000	2.64
8	日本	株式	豊田合成	輸送用機器	50,100	1,683.82	84,359,710	1,764.00	88,376,400	2.64
9	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	36,100	2,485.14	89,713,623	2,399.00	86,603,900	2.59
10	日本	株式	フジ・メディア・ホールディングス	情報・通信業	791	106,645.98	84,356,974	108,400.00	85,744,400	2.56
11	日本	株式	第一三共	医薬品	53,400	1,583.57	84,562,809	1,576.00	84,158,400	2.51
12	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	102,800	728.74	74,914,655	814.00	83,679,200	2.50
13	日本	株式	しまむら	小売業	10,700	7,262.54	77,709,184	7,650.00	81,855,000	2.44
14	日本	株式	大陽日酸	化学	124,000	641.81	79,584,973	632.00	78,368,000	2.34
15	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	23,700	3,207.86	76,026,461	3,145.00	74,536,500	2.23
16	日本	株式	住友不動産販売	不動産業	20,900	3,162.77	66,102,084	3,565.00	74,508,500	2.23
17	日本	株式	日本ペイント	化学	122,000	524.21	63,953,864	609.00	74,298,000	2.22
18	日本	株式	ウシオ電機	電気機器	46,400	1,594.04	73,963,805	1,600.00	74,240,000	2.22
19	日本	株式	レンゴー	パルプ・紙	137,000	495.09	67,827,798	535.00	73,295,000	2.19
20	日本	株式	ベネッセホールディングス	サービス業	20,900	3,453.32	72,174,531	3,495.00	73,045,500	2.18
21	日本	株式	エーザイ	医薬品	22,600	2,964.02	66,986,932	3,090.00	69,834,000	2.09
22	日本	株式	パナソニック	電気機器	71,900	1,005.63	72,305,165	954.00	68,592,600	2.05
23	日本	株式	日立ハイテクノロジーズ	卸売業	39,400	1,650.28	65,021,353	1,705.00	67,177,000	2.01
24	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	428	148,284.99	63,465,975	151,800.00	64,970,400	1.94
25	日本	株式	三菱商事	卸売業	30,600	2,159.72	66,087,657	2,057.00	62,944,200	1.88
26	日本	株式	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	152,000	405.86	61,691,862	408.00	62,016,000	1.85
27	日本	株式	S B Iホールディングス	証券・商品先物取引業	7,477	8,427.40	63,011,731	7,850.00	58,694,450	1.75
28	日本	株式	ロート製薬	医薬品	66,000	851.39	56,192,379	880.00	58,080,000	1.73
29	日本	株式	ダイキン工業	機械	21,400	2,404.89	51,464,652	2,706.00	57,908,400	1.73
30	日本	株式	島津製作所	精密機器	80,000	687.24	54,979,200	720.00	57,600,000	1.72

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
株式	96.78
合計	96.78

3. 株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率（％）	業 種 名	投資比率（％）
電気機器	12.54	不動産業	2.23
銀行業	8.99	パルプ・紙	2.19
化学	8.91	サービス業	2.18
卸売業	7.40	精密機器	1.72
情報・通信業	6.73	陸運業	1.67
小売業	6.48	その他金融業	1.45
医薬品	6.33	電気・ガス業	1.40
輸送用機器	6.23	鉄鋼	1.28
機械	5.90	非鉄金属	1.22
証券・商品先物取引業	3.61	食料品	1.19
建設業	3.24	ガラス・土石製品	1.15
保険業	2.77	合 計	96.78

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	セリア	小売業	47	207,000.00	9,729,000	232,000.00	10,904,000	3.27
2	日本	株式	日特エンジニアリング	機械	10,600	850.00	9,010,000	969.00	10,271,400	3.08
3	日本	株式	日本触媒	化学	10,000	977.00	9,770,000	1,020.00	10,200,000	3.06
4	日本	株式	牧野フライス製作所	機械	14,000	691.00	9,674,000	723.00	10,122,000	3.04
5	日本	株式	朝日インテック	精密機器	5,500	1,645.00	9,047,500	1,725.00	9,487,500	2.85
6	日本	株式	静岡瓦斯	電気・ガス業	20,500	480.00	9,840,000	450.00	9,225,000	2.77
7	日本	株式	ニチコン	電気機器	7,400	1,180.00	8,732,000	1,216.00	8,998,400	2.70
8	日本	株式	フェローテック	電気機器	4,100	1,782.00	7,306,200	2,082.00	8,536,200	2.56
9	日本	株式	カヤバ工業	輸送用機器	15,000	617.00	9,255,000	555.00	8,325,000	2.50
10	日本	株式	日本電産リード	電気機器	6,600	1,075.00	7,095,000	1,210.00	7,986,000	2.39
11	日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	2,300	3,090.00	7,107,000	3,310.00	7,613,000	2.28
12	日本	株式	日立電線	非鉄金属	37,000	197.00	7,289,000	201.00	7,437,000	2.23
13	日本	株式	デジタルハーツ	情報・通信業	52	158,500.00	8,242,000	141,600.00	7,363,200	2.21
14	日本	株式	エン・ジャパン	サービス業	61	121,000.00	7,381,000	120,000.00	7,320,000	2.20
15	日本	株式	加藤産業	卸売業	5,100	1,401.00	7,145,100	1,428.00	7,282,800	2.18
16	日本	株式	エヌ・ピー・シー	機械	3,800	1,595.00	6,061,000	1,889.00	7,178,200	2.15
17	日本	株式	アーレスティ	非鉄金属	12,000	607.00	7,284,000	589.00	7,068,000	2.12
18	日本	株式	アークス	小売業	5,700	1,295.00	7,381,500	1,224.00	6,976,800	2.09
19	日本	株式	クミアイ化学工業	化学	31,000	221.00	6,851,000	218.00	6,758,000	2.03
20	日本	株式	NECキャピタルソリューション	その他金融業	6,300	1,273.00	8,019,900	1,071.00	6,747,300	2.02
21	日本	株式	アンリツ	電気機器	10,000	638.40	6,384,036	663.00	6,630,000	1.99
22	日本	株式	日本航空電子工業	電気機器	11,000	532.00	5,852,000	555.00	6,105,000	1.83
23	日本	株式	メガチップス	電気機器	4,300	1,321.00	5,680,300	1,405.00	6,041,500	1.81
24	日本	株式	プロトコーポレーション	情報・通信業	2,100	2,935.00	6,163,500	2,850.00	5,985,000	1.79
25	日本	株式	エレコム	電気機器	5,500	1,055.00	5,802,500	1,075.00	5,912,500	1.77
26	日本	株式	京成電鉄	陸運業	13,000	453.00	5,889,000	453.00	5,889,000	1.77
27	日本	株式	メッセージ	サービス業	22	233,800.00	5,143,600	265,700.00	5,845,400	1.75
28	日本	株式	東栄住宅	不動産業	6,100	869.00	5,300,900	935.00	5,703,500	1.71
29	日本	株式	ダイセキ	サービス業	3,400	1,728.00	5,875,200	1,599.00	5,436,600	1.63
30	日本	株式	プレス工業	輸送用機器	15,000	311.00	4,665,000	354.00	5,310,000	1.59

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
株式	95.47
合計	95.47

3. 株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率（％）	業 種 名	投資比率（％）
電気機器	21.04	その他製品	3.05
機械	13.63	電気・ガス業	2.77
小売業	8.22	その他金融業	2.02
サービス業	7.11	陸運業	1.77
化学	6.67	不動産業	1.71
情報・通信業	6.03	繊維製品	1.53
精密機器	5.04	証券、商品先物取引業	1.42
非鉄金属	4.35	空運業	1.21
輸送用機器	4.09	金属製品	0.53
卸売業	3.29	合 計	95.47

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期間末（平成13年4月18日）	14,550,761,953	14,550,761,953	7,917	7,917
第2期計算期間末（平成14年4月18日）	12,385,962,307	12,385,962,307	6,800	6,800
第3期計算期間末（平成15年4月18日）	6,414,403,207	6,414,403,207	4,552	4,552
第4期計算期間末（平成16年4月19日）	5,268,859,182	5,268,859,182	6,394	6,394
第5期計算期間末（平成17年4月18日）	4,771,790,226	4,771,790,226	5,904	5,904
第6期計算期間末（平成18年4月18日）	4,391,300,575	4,391,300,575	9,077	9,077
第7期計算期間末（平成19年4月18日）	3,214,305,822	3,214,305,822	9,285	9,285
第8期計算期間末（平成20年4月18日）	2,117,660,698	2,117,660,698	6,669	6,669
第9期計算期間末（平成21年4月20日）	1,451,021,352	1,451,021,352	4,338	4,338
第10期計算期間末（平成22年4月19日）	1,202,712,660	1,202,712,660	5,349	5,349
第11期計算期間末（平成23年4月18日）	1,033,221,185	1,033,221,185	4,752	4,752

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成22年5月末日	1,099,674,034	4,899
平成22年6月末日	1,049,997,805	4,680
平成22年7月末日	1,060,721,274	4,747
平成22年8月末日	1,002,687,703	4,492
平成22年9月末日	1,043,431,191	4,687
平成22年10月末日	1,030,566,259	4,633
平成22年11月末日	1,076,441,148	4,858
平成22年12月末日	1,118,738,115	5,063
平成23年1月末日	1,125,972,324	5,113
平成23年2月末日	1,161,738,250	5,315
平成23年3月末日	1,078,631,476	4,955
平成23年4月末日	1,050,996,202	4,844
平成23年5月末日	1,051,090,227	4,854

【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金(円)
第1期計算期間（平成12年4月19日から平成13年4月18日まで）	0
第2期計算期間（平成13年4月19日から平成14年4月18日まで）	0
第3期計算期間（平成14年4月19日から平成15年4月18日まで）	0
第4期計算期間（平成15年4月19日から平成16年4月19日まで）	0
第5期計算期間（平成16年4月20日から平成17年4月18日まで）	0
第6期計算期間（平成17年4月19日から平成18年4月18日まで）	0
第7期計算期間（平成18年4月19日から平成19年4月18日まで）	0
第8期計算期間（平成19年4月19日から平成20年4月18日まで）	0
第9期計算期間（平成20年4月19日から平成21年4月20日まで）	0
第10期計算期間（平成21年4月21日から平成22年4月19日まで）	0
第11期計算期間（平成22年4月20日から平成23年4月18日まで）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期計算期間（平成12年4月19日から平成13年4月18日まで）	20.83
第2期計算期間（平成13年4月19日から平成14年4月18日まで）	14.11
第3期計算期間（平成14年4月19日から平成15年4月18日まで）	33.06
第4期計算期間（平成15年4月19日から平成16年4月19日まで）	40.47
第5期計算期間（平成16年4月20日から平成17年4月18日まで）	7.66
第6期計算期間（平成17年4月19日から平成18年4月18日まで）	53.74
第7期計算期間（平成18年4月19日から平成19年4月18日まで）	2.29
第8期計算期間（平成19年4月19日から平成20年4月18日まで）	28.17
第9期計算期間（平成20年4月19日から平成21年4月20日まで）	34.95
第10期計算期間（平成21年4月21日から平成22年4月19日まで）	23.31
第11期計算期間（平成22年4月20日から平成23年4月18日まで）	11.16

（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間（平成12年4月19日から平成13年4月18日まで）	22,382,516,453	4,002,466,320
第2期計算期間（平成13年4月19日から平成14年4月18日まで）	2,804,062,667	2,970,782,998
第3期計算期間（平成14年4月19日から平成15年4月18日まで）	1,605,489,178	5,728,139,568
第4期計算期間（平成15年4月19日から平成16年4月19日まで）	296,985,813	6,147,569,951
第5期計算期間（平成16年4月20日から平成17年4月18日まで）	231,936,975	389,246,438
第6期計算期間（平成17年4月19日から平成18年4月18日まで）	175,727,802	3,420,602,976
第7期計算期間（平成18年4月19日から平成19年4月18日まで）	81,471,960	1,457,418,567
第8期計算期間（平成19年4月19日から平成20年4月18日まで）	59,963,298	346,425,351
第9期計算期間（平成20年4月19日から平成21年4月20日まで）	301,663,061	132,024,689
第10期計算期間（平成21年4月21日から平成22年4月19日まで）	44,182,469	1,140,716,223
第11期計算期間（平成22年4月20日から平成23年4月18日まで）	36,143,555	110,468,453

設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。

販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

取得価額は取得申込受付日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

販売会社により、他のファンドの償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換優遇制度）があります。また、一定の要件を満たした他のファンドの換金代金の範囲内での当ファンドの取得について、手数料率が優遇される場合（償還前乗換優遇制度）があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

お申込単位は、販売会社が定める申込単位となります。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については1口単位とします。

ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は

税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結する必要があります。

販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

分配金再投資コースを選択する場合であっても、販売会社によっては、分配金を定期的に受取るための定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結することにより、分配金を受取ることができる場合があります。

申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

2【換金（解約）手続等】

・信託の一部解約（解約請求制）

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した金額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金手数料はありません。

ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株 式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前 日とします。
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年4月19日から翌年4月18日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定受益権口数の10分の1または20億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記の3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社

が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、計算期間の終了毎に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取することもできます。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.myam.co.jp/>
2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了

した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して 5 営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱い、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(4) 信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、原則として、受益者の請求を受付けた日から起算して 4 営業日目から受益者に支払います。

(5) 帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成21年4月21日から平成22年4月19日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人による監査を受け、第11期計算期間（平成22年4月20日から平成23年4月18日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

なお、従来から当ファンドが監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

1【財務諸表】

明治安田日本株式リサーチオープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (平成22年4月19日現在)	第11期 (平成23年4月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,792,356	17,768,295
親投資信託受益証券	1,192,137,434	1,023,243,421
未収入金	-	2,170,000
未収利息	33	29
流動資産合計	1,213,929,823	1,043,181,745
資産合計	1,213,929,823	1,043,181,745
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,244,799	177,704
未払受託者報酬	584,895	573,778
未払委託者報酬	9,358,282	9,180,451
その他未払費用	29,187	28,627
流動負債合計	11,217,163	9,960,560
負債合計	11,217,163	9,960,560
純資産の部		
元本等		
元本	2,248,606,595	2,174,281,697
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,045,893,935	1,141,060,512
（分配準備積立金）	180,307,893	173,337,864
元本等合計	1,202,712,660	1,033,221,185
純資産合計	1,202,712,660	1,033,221,185
負債純資産合計	1,213,929,823	1,043,181,745

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 （自 平成21年 4 月21日 至 平成22年 4 月19日）	第11期 （自 平成22年 4 月20日 至 平成23年 4 月18日）
営業収益		
受取利息	8,832	8,370
有価証券売買等損益	292,228,323	113,134,013
営業収益合計	292,237,155	113,125,643
営業費用		
受託者報酬	1,234,573	1,143,114
委託者報酬	19,753,120	18,289,659
その他費用	61,610	57,032
営業費用合計	21,049,303	19,489,805
営業利益又は営業損失（ ）	271,187,852	132,615,448
経常利益又は経常損失（ ）	271,187,852	132,615,448
当期純利益又は当期純損失（ ）	271,187,852	132,615,448
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	46,934,348	4,268,315
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,894,118,997	1,045,893,935
剰余金増加額又は欠損金減少額	646,677,382	51,581,933
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	646,677,382	51,581,933
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,705,824	18,401,377
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,705,824	18,401,377
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,045,893,935	1,141,060,512

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第10期 （自 平成21年 4 月21日 至 平成22年 4 月19日）	第11期 （自 平成22年 4 月20日 至 平成23年 4 月18日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同左
2．その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成21年4月21日から平成22年4月19日までとなっております。	-

（貸借対照表に関する注記）

区分	第10期 （平成22年 4 月19日現在）	第11期 （平成23年 4 月18日現在）
1．当該計算期間の末日における受益権の総数	2,248,606,595口	2,174,281,697口
2．投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,045,893,935円	元本の欠損 1,141,060,512円
3．当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.5349円	0.4752円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期 （自 平成21年 4 月21日 至 平成22年 4 月19日）		第11期 （自 平成22年 4 月20日 至 平成23年 4 月18日）	
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した194,656,096円が当期の分配対象収益となりますが、当期の分配は行っておりません。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）		分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した190,062,328円が当期の分配対象収益となりますが、当期の分配は行っておりません。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）	
配当等収益（注1） A	15,656,246	配当等収益（注1） A	21,142,908
有価証券売買等損益 B	276,580,909	経費 B	19,489,805
解約に伴う当期純利益分配額 C	46,934,348	収益調整金（その他収益調整金）（注2） C	16,724,464
経費 D	21,049,303	分配準備積立金（配当等収益）（注3） D	45,669,674
繰越欠損金補てん額 E	209,940,529	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4） E	126,015,087
収益調整金（その他収益調整金）（注2） F	14,348,203	分配対象収益合計 F（A - B + C + D + E）	190,062,328
分配準備積立金（配当等収益）（注3） G	33,650,526	当ファンドの当期末残存受益権口数 G	2,174,281,697（口）
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4） H	132,344,392	分配可能額 H（F）	190,062,328
分配対象収益合計 I（A + B - C - D - E + F + G + H）	194,656,096	1口当たり分配可能額 I（H / G）	0.0874
当ファンドの当期末残存受益権口数 J	2,248,606,595（口）	1口当たり分配額 J	0
分配可能額 K（I）	194,656,096	収益分配金額 K	0
1口当たり分配可能額 L（K / J）	0.0866		
1口当たり分配額 M	0		
収益分配金額 N	0		

第10期 (自 平成21年 4 月21日 至 平成22年 4 月19日)	第11期 (自 平成22年 4 月20日 至 平成23年 4 月18日)
(注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息8,832円及び親投資信託からの分配可能額15,647,414円を含めて表示しております。 (注2) 収益調整金 収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。 収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。 収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができます。ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。 (注3) 分配準備積立金（配当等収益） 経費控除後の配当等収益（受取利息、受取配当金等）は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金（配当等収益）に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。 (注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。	(注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息8,370円及び親投資信託からの分配可能額21,134,538円を含めて表示しております。 (注2) 収益調整金 同左 (注3) 分配準備積立金（配当等収益） 同左 (注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

第10期 (自 平成21年 4月21日 至 平成22年 4月19日)	第11期 (自 平成22年 4月20日 至 平成23年 4月18日)
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10 日)を適用しております。	—

(1) 金融商品の状況に関する事項

第10期 (自 平成21年 4月21日 至 平成22年 4月19日)	第11期 (自 平成22年 4月20日 至 平成23年 4月18日)
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資 信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有 価証券等の金融商品に対して投資として運用するこ とを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務でありま す。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変 動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されて おります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画 に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコ ントロールを行います。また、運用部門から独立した 部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会 等において協議・報告される体制となっております。	同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第10期 (平成22年 4月19日現在)	第11期 (平成23年 4月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」 に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほ か、市場価格がない場合には合理的に算定された価 額が含まれております。当該価額の算定においては 一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提 条件等によった場合、当該価額が異なることもあり ます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第10期 （平成22年4月19日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	238,182,514
合計	238,182,514

売買目的有価証券

第11期 （平成23年4月18日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	108,463,828
合計	108,463,828

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第10期 （平成22年4月19日現在）	第11期 （平成23年4月18日現在）
1. 期首元本額	3,345,140,349円	2,248,606,595円
期中追加設定元本額	44,182,469円	36,143,555円
期中一部解約元本額	1,140,716,223円	110,468,453円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・マ ザーファンド	1,718,716,431	929,825,589	
親投資信託 受益証券	明治安田中小型株式ポートフォリオ・マ ザーファンド	116,061,415	93,417,832	
	合計	1,834,777,846	1,023,243,421	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成22年4月19日現在)	(平成23年4月18日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	734,986	35,659
コール・ローン	36,000,188	70,459,597
株式	3,366,092,600	3,131,110,020
未収入金	-	168,462
未収配当金	30,257,074	35,300,550
未収利息	55	115
流動資産合計	3,433,084,903	3,237,074,403
資産合計	3,433,084,903	3,237,074,403
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	2,170,000
流動負債合計	-	2,170,000
負債合計	-	2,170,000
純資産の部		
元本等		
元本	5,690,740,221	5,979,495,657
剰余金		
剰余金又は欠損金()	2,257,655,318	2,744,591,254
元本等合計	3,433,084,903	3,234,904,403
純資産合計	3,433,084,903	3,234,904,403
負債純資産合計	3,433,084,903	3,237,074,403

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成21年 4 月21日 至 平成22年 4 月19日)	(自 平成22年 4 月20日 至 平成23年 4 月18日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、金融商品取引所における最 終相場（最終相場のないものについ ては、それに準ずる価額）、または金 融商品取引業者等から提示される気 配相場に基づいて評価しております。	同左
2. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日におい て、確定配当金額または予想配当金額 を計上しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成22年 4 月19日現在)	(平成23年 4 月18日現在)
1. 当該計算期 間の末日に おける受益 権の総数	5,690,740,221口	5,979,495,657口
2. 投資信託財 産の計算に 関する規則 第55条の6 第10号に規 定する額	元本の欠損 2,257,655,318円	元本の欠損 2,744,591,254円
3. 当該計算期 間の末日に おける1単 位当たりの 純資産の額	0.6033円	0.5410円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

(自 平成21年 4 月21日 至 平成22年 4 月19日)	(自 平成22年 4 月20日 至 平成23年 4 月18日)
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金 融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会 計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用し ております。	—

(1) 金融商品の状況に関する事項

(自 平成21年 4 月21日 至 平成22年 4 月19日)	(自 平成22年 4 月20日 至 平成23年 4 月18日)
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。	同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(平成22年 4 月19日現在)	(平成23年 4 月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成22年 4 月19日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	329,758,952
合計	329,758,952

売買目的有価証券

(平成23年 4 月18日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	340,194,826
合計	340,194,826

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成22年4月19日現在）		（平成23年4月18日現在）	
1. 期首元本額		6,680,689,252円		5,690,740,221円
期中追加設定元本額		640,100,942円		751,527,313円
期中一部解約元本額		1,630,049,973円		462,771,877円
期末現在における元本の内訳（注）				
	M D A M 日本株式リサーチオープン	1,792,155,259円	明治安田日本株式リサーチオープン	1,718,716,431円
	M D A M ・ D C 日本株式リサーチオープン	1,227,210,968円	明治安田 D C 日本株式リサーチオープン	1,450,975,619円
	M D A M ・ D C ハートフルライフ（プラン70）	444,423,554円	明治安田 D C ハートフルライフ（プラン70）	511,025,317円
	M D A M グローバルバランスオープン	285,196,480円	明治安田グローバルバランスオープン	245,756,015円
	M D A M ・ D C グローバルバランスオープン	432,999,355円	明治安田 D C グローバルバランスオープン	446,291,856円
	M D A M ・ D C ハートフルライフ（プラン30）	142,179,325円	明治安田 D C ハートフルライフ（プラン30）	180,268,425円
	M D A M ・ D C ハートフルライフ（プラン50）	363,921,942円	明治安田 D C ハートフルライフ（プラン50）	442,158,626円
	M D A M ・ V A 日本株式オープン（適格機関投資家私募）	480,176,924円	明治安田 V A 日本株式オープン（適格機関投資家私募）	457,900,684円
	M D A M ・ V A ハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	299,339,008円	明治安田 V A ハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	306,962,012円
	M D A M ・ V A ハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	223,137,406円	明治安田 V A ハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	219,440,672円
	合計	5,690,740,221円	合計	5,979,495,657円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
積水ハウス	70,000	791	55,370,000	
きんでん	80,000	724	57,920,000	
日清食品ホールディングス	13,400	2,890	38,726,000	
セブン&アイ・ホールディングス	20,600	2,060	42,436,000	
クラレ	34,500	1,040	35,880,000	
レンゴー	136,000	495	67,320,000	
イビデン	33,400	2,455	81,997,000	
太陽日酸	123,000	642	78,966,000	
宇部興産	65,000	255	16,575,000	
エーザイ	22,400	2,964	66,393,600	
ロート製薬	65,000	851	55,315,000	

第一三共	52,900	1,584	83,793,600	
日本ペイント	121,000	524	63,404,000	
フジ・メディア・ホールディングス	783	106,700	83,546,100	
富士フイルムホールディングス	35,800	2,486	88,998,800	
ブリヂストン	43,000	1,694	72,842,000	
東海カーボン	85,000	422	35,870,000	
神戸製鋼所	347,000	200	69,400,000	
三菱マテリアル	161,000	263	42,343,000	
ダイキン工業	21,200	2,402	50,922,400	
N T N	208,000	375	78,000,000	
日立製作所	203,000	397	80,591,000	
日本電産	12,600	6,880	86,688,000	
パナソニック	71,200	1,006	71,627,200	
ウシオ電機	46,000	1,594	73,324,000	
日産自動車	80,800	715	57,772,000	
マツダ	391,000	180	70,380,000	
豊田合成	49,600	1,684	83,526,400	
島津製作所	108,000	687	74,196,000	
リコー	27,000	923	24,921,000	
ファミリーマート	30,800	3,005	92,554,000	
三井物産	84,200	1,400	117,880,000	
三菱商事	30,300	2,161	65,478,300	
しまむら	10,600	7,260	76,956,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	60,000	381	22,860,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	136,000	282	38,352,000	
三井住友フィナンシャルグループ	23,100	2,464	56,918,400	
静岡銀行	111,000	724	80,364,000	
S B Iホールディングス	5,956	8,420	50,149,520	
オリックス	11,380	7,540	85,805,200	
野村ホールディングス	150,600	406	61,143,600	
東京海上ホールディングス	21,000	2,260	47,460,000	
T & Dホールディングス	23,000	1,927	44,321,000	
住友不動産販売	20,700	3,160	65,412,000	
東日本旅客鉄道	11,700	4,500	52,650,000	
商船三井	96,000	455	43,680,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	518	148,300	76,819,400	
東京瓦斯	134,000	364	48,776,000	
ベネッセホールディングス	20,700	3,455	71,518,500	
ソフトバンク	13,100	3,280	42,968,000	
合計	3,722,837		3,131,110,020	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

（１）貸借対照表

区分	（平成22年４月19日現在）	（平成23年４月18日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,605,572	9,972,269
株式	341,419,700	314,494,900
未収入金	18,336,929	-
未収配当金	2,593,250	2,871,500
未収利息	10	16
流動資産合計	368,955,461	327,338,685
資産合計	368,955,461	327,338,685
負債の部		
流動負債		
未払金	12,139,779	-
流動負債合計	12,139,779	-
負債合計	12,139,779	-
純資産の部		
元本等		
元本	426,808,491	406,661,669
剰余金		
剰余金又は欠損金（　）	69,992,809	79,322,984
元本等合計	356,815,682	327,338,685
純資産合計	356,815,682	327,338,685
負債純資産合計	368,955,461	327,338,685

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成21年 4 月21日 至 平成22年 4 月19日)	(自 平成22年 4 月20日 至 平成23年 4 月18日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、金融商品取引所における最 終相場（最終相場のないものについ ては、それに準ずる価額）、または金 融商品取引業者等から提示される気 配相場に基づいて評価しております。	同左
2. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日におい て、確定配当金額または予想配当金額 を計上しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成22年 4 月19日現在)	(平成23年 4 月18日現在)
1. 当該計算期 間の末日に おける受益 権の総数	426,808,491口	406,661,669口
2. 投資信託財 産の計算に 関する規則 第55条の6 第10号に規 定する額	元本の欠損 69,992,809円	元本の欠損 79,322,984円
3. 当該計算期 間の末日に おける1単 位当たりの 純資産の額	0.8360円	0.8049円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

(自 平成21年 4 月21日 至 平成22年 4 月19日)	(自 平成22年 4 月20日 至 平成23年 4 月18日)
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10 日)を適用しております。	—

(1) 金融商品の状況に関する事項

(自 平成21年 4月21日 至 平成22年 4月19日)	(自 平成22年 4月20日 至 平成23年 4月18日)
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。	同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(平成22年 4月19日現在)	(平成23年 4月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成22年 4月19日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	22,042,256
合計	22,042,256

売買目的有価証券

(平成23年 4月18日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	10,212,041
合計	10,212,041

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成22年4月19日現在）		（平成23年4月18日現在）	
1. 期首元本額		545,674,339円		426,808,491円
期中追加設定元本額		98,631,884円		88,330,262円
期中一部解約元本額		217,497,732円		108,477,084円
期末現在における元本の内訳（注）				
	MDAM日本株式リサーチオープン	132,691,588円	明治安田日本株式リサーチオープン	116,061,415円
	MDAM・DC日本株式リサーチオープン	92,439,982円	明治安田DC日本株式リサーチオープン	97,223,300円
	MDAM・DCハートフルライフ（プラン70）	33,441,636円	明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	36,440,863円
	MDAMグローバルバランスオープン	21,638,917円	明治安田グローバルバランスオープン	16,523,749円
	MDAM・DCグローバルバランスオープン	32,719,604円	明治安田DCグローバルバランスオープン	30,024,358円
	MDAM・DCハートフルライフ（プラン30）	10,696,404円	明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	12,777,399円
	MDAM・DCハートフルライフ（プラン50）	27,370,928円	明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	30,100,218円
	MDAM・VA日本株式オープン（適格機関投資家私募）	35,849,994円	明治安田VA日本株式オープン（適格機関投資家私募）	30,852,741円
	MDAM・VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	22,497,063円	明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	20,887,571円
	MDAM・VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	17,462,375円	明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	15,770,055円
	合計	426,808,491円	合計	406,661,669円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
ショーボンドホールディングス	1,800	2,183	3,929,400	
新日鉄ソリューションズ	900	1,448	1,303,200	
メッセージ	22	233,800	5,143,600	
エムスリー	9	499,500	4,495,500	
セリア	47	207,000	9,729,000	
スタートトゥデイ	1,500	1,162	1,743,000	
富士紡ホールディングス	9,000	167	1,503,000	
コスモス薬品	500	3,555	1,777,500	
デジタルハーツ	52	158,500	8,242,000	
ゲリー	2,900	1,404	4,071,600	
GMOペイメントゲートウェイ	1	286,200	286,200	
日本触媒	10,000	977	9,770,000	
プロトコーポレーション	2,100	2,935	6,163,500	
エン・ジャパン	61	121,000	7,381,000	
クミアイ化学工業	31,000	221	6,851,000	

日立電線	37,000	197	7,289,000	
アーレスティ	12,000	607	7,284,000	
エイチワン	2,900	625	1,812,500	
牧野フライス製作所	14,000	691	9,674,000	
旭ダイヤモンド工業	2,000	1,613	3,226,000	
日特エンジニアリング	10,600	850	9,010,000	
エヌ・ピー・シー	4,600	1,595	7,337,000	
トーヨーカネツ	47,000	211	9,917,000	
竹内製作所	3,500	1,058	3,703,000	
新晃工業	10,000	283	2,830,000	
ホシザキ電機	3,100	1,433	4,442,300	
東洋電機製造	10,000	371	3,710,000	
高岳製作所	7,000	349	2,443,000	
第一精工	800	4,200	3,360,000	
メルコホールディングス	1,500	2,433	3,649,500	
マスプロ電工	2,300	751	1,727,300	
エレコム	5,500	1,055	5,802,500	
アンリツ	6,000	636	3,816,000	
日本航空電子工業	11,000	532	5,852,000	
日本電産リード	6,600	1,075	7,095,000	
メガチップス	4,300	1,321	5,680,300	
フェローテック	4,500	1,782	8,019,000	
浜松ホトニクス	2,300	3,090	7,107,000	
ニチコン	7,400	1,180	8,732,000	
カヤバ工業	15,000	617	9,255,000	
プレス工業	15,000	311	4,665,000	
ナガイレーベン	200	2,143	428,600	
ドウシシャ	1,700	1,646	2,798,200	
ナカニシ	300	8,670	2,601,000	
タムロン	2,700	1,721	4,646,700	
朝日インテック	5,500	1,645	9,047,500	
フジシールインターナショナル	3,300	1,684	5,557,200	
パラマウントベッド	2,200	2,122	4,668,400	
ニフコ	2,600	1,925	5,005,000	
エイチ・ツー・オー リテイリング	3,000	568	1,704,000	
スパークス・グループ	609	8,000	4,872,000	
N E C キャピタルソリューション	6,300	1,273	8,019,900	
東栄住宅	6,100	869	5,300,900	
京成電鉄	13,000	453	5,889,000	
スカイマーク	4,100	948	3,886,800	
静岡瓦斯	20,500	480	9,840,000	
ダイセキ	3,400	1,728	5,875,200	
加藤産業	5,100	1,401	7,145,100	
アークス	5,700	1,295	7,381,500	
合計	392,101		314,494,900	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成23年 5 月31日現在)

資産総額	1,053,528,990 円
負債総額	2,438,763 円
純資産総額 (-)	1,051,090,227 円
発行済数量	2,165,449,915 口
1口当たり純資産額 (/)	0.4854 円

(参考) マザーファンドの現況

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

(平成23年 5 月31日現在)

資産総額	3,348,210,974 円
負債総額	- 円
純資産総額 (-)	3,348,210,974 円
発行済数量	6,044,334,406 口
1口当たり純資産額 (/)	0.5539 円

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

(平成23年 5 月31日現在)

資産総額	333,444,753 円
負債総額	- 円
純資産総額 (-)	333,444,753 円
発行済数量	405,014,773 口
1口当たり純資産額 (/)	0.8233 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間ににおける資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年5月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	126 本	477,663,911,456 円
単位型株式投資信託	3 本	3,668,046,280 円
合 計	129 本	481,331,957,736 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（旧会社名 M D A Mアセットマネジメント株式会社、以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、従来から委託会社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって、有限責任 あずさ監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,244,171	7,654,615
前払費用	45,055	100,129
未収入金	376	2
未収委託者報酬	196,221	461,977
未収運用受託報酬	¹ 550,685	¹ 544,381
未収投資助言報酬	¹ 126,638	¹ 195,353
繰延税金資産	54,282	116,799
その他	6,190	2,979
貸倒引当金	-	8,785
流動資産合計	6,223,622	9,067,453
固定資産		
有形固定資産		
建物	² 69,910	² 135,328
器具備品	² 136,629	² 178,423
有形固定資産合計	206,539	313,752
無形固定資産		
ソフトウェア	44,228	33,466
電話加入権	6,662	6,662
その他	755	586
無形固定資産合計	51,646	40,714
投資その他の資産		
長期差入保証金	¹ 204,426	¹ 190,699
長期前払費用	365	275
繰延税金資産	19,854	25,824
施設利用権	49,000	49,000
貸倒引当金	48,000	48,000
投資その他の資産合計	225,645	217,799
固定資産合計	483,831	572,266
資産合計	6,707,454	9,639,719

(単位：千円)

	第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	10,433	13,180
未払金	249,499	516,160
未払収益分配金	105	146
未払償還金	28,065	7,315
未払手数料	107,831	193,778
その他未払金	113,496	314,921
未払費用	48,119	94,353
未払法人税等	9,034	11,716
未払消費税等	11,774	-
賞与引当金	78,606	103,938
流動負債合計	407,468	739,349
固定負債		
退職給付引当金	16,119	119,390
資産除却債務	-	54,977
固定負債合計	16,119	174,368
負債合計	423,587	913,718
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	-	2,854,339
資本剰余金合計	660,443	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,448,381	1,036,176
利益剰余金合計	4,623,423	4,211,217
株主資本合計	6,283,866	8,726,001
純資産合計	6,283,866	8,726,001
負債・純資産合計	6,707,454	9,639,719

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,172,380	2,555,478
受入手数料	-	14,208
運用受託報酬	1,731,095	1,898,980
投資助言報酬	246,119	311,865
営業収益合計	4,149,595	4,780,534
営業費用		
支払手数料	1,226,938	1,272,371
広告宣伝費	20,282	17,415
公告費	1,140	1,444
調査費	569,699	776,846
調査費	273,646	347,459
委託調査費	296,052	429,387
委託計算費	214,468	281,257
営業雑経費	98,343	101,333
通信費	16,293	18,324
印刷費	73,629	65,644
協会費	5,629	6,857
諸会費	2,789	2,662
営業雑費	-	7,844
営業費用合計	2,130,871	2,450,668
一般管理費		
給料	1,199,808	1,406,694
役員報酬	56,262	63,577
給料・手当	951,163	1,140,380
賞与	192,382	202,737
その他報酬	22,884	17,264
賞与引当金繰入	78,606	103,938
福利厚生費	187,320	228,532
交際費	1,796	1,641
寄付金	-	100
旅費交通費	27,755	27,287
租税公課	17,285	22,389
不動産賃借料	255,113	238,996
退職給付費用	37,281	54,668
固定資産減価償却費	71,901	79,928
諸経費	101,732	135,011
一般管理費合計	2,001,487	2,316,454
営業利益	17,235	13,410

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取利息	8,636	5,008
償還金等時効完成分	5,111	20,750
保険契約返戻金・配当金	¹ 1,738	¹ 2,265
還付加算金	5,459	-
雑益	1,391	467
営業外収益合計	22,338	28,491
営業外費用		
雑損	-	39
営業外費用合計	-	39
経常利益	39,573	41,862
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	² 212	² 13,467
合併関連費用	-	³ 465,874
資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額	-	34,623
特別損失合計	212	513,965
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ）	39,361	472,102
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	16,747	68,487
法人税等合計	19,037	66,197
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
当期変動額合計	-	2,854,339
当期末残高	-	2,854,339
資本剰余金合計		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
当期変動額合計	-	2,854,339
当期末残高	660,443	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,458,057	1,448,381
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	412,205
当期末残高	1,448,381	1,036,176
利益剰余金合計		
前期末残高	4,633,099	4,623,423
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	412,205
当期末残高	4,623,423	4,211,217
株主資本合計		
前期末残高	6,293,543	6,283,866
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	2,442,134
当期末残高	6,283,866	8,726,001

重要な会計方針

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	1. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左
2. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	2. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左

会計方針の変更

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	1. 資産除去債務に関する会計基準等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ3,326千円減少し、税引前当期純損失は37,949千円増加しております。 2. 企業結合に関する会計基準等 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 （平成22年3月31日現在）	第25期 （平成23年3月31日現在）
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 35,828千円 未収投資助言報酬 126,638千円 長期差入保証金 204,060千円 2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 76,292千円 器具備品 244,766千円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 9,887千円 未収投資助言報酬 181,486千円 長期差入保証金 190,313千円 2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 118,809千円 器具備品 324,154千円

（損益計算書関係）

第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
1 全て関係会社に対する金額であります。 2 固定資産除却損は器具備品212千円であります。	1 全て関係会社に対する金額であります。 2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 器具備品 1,075千円 ソフトウェア 12,392千円 計 13,467千円 3 主に、会社合併に伴う資産運用系システム統合に関する費用166,443千円、特別退職加算金等154,794千円、退職給付制度改定損75,717千円を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当り配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当り配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	利益剰余金	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	6,286株	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当り配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。	同左

(金融商品関係)

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

また、営業債権である未収投資助言報酬は、当社親会社への債権であり、その回収にかかるリスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、長期差入保証金（貸借対照表計上額204,426千円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,244,171	5,244,171	-
(2)未収委託者報酬	196,221	196,221	-
(3)未収運用受託報酬	550,685	550,685	-
(4)未収投資助言報酬	126,638	126,638	-
資産計	6,117,717	6,117,717	-
(1)未払手数料	107,831	107,831	-
(2)その他未払金	113,496	113,496	-
負債計	221,327	221,327	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,243,971	-	-	-
未収委託者報酬	196,221	-	-	-
未収運用受託報酬	550,685	-	-	-
未収投資助言報酬	126,638	-	-	-
合計	6,117,517	-	-	-

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,654,615	7,654,615	-
(2)未収委託者報酬	461,977	461,977	-
(3)未収運用受託報酬	544,381	544,381	-
(4)未収投資助言報酬	195,353		
貸倒引当金 ⁽¹⁾	8,785		
	186,568	186,568	-
(5)長期差入保証金	190,699	183,759	6,939
資産計	9,038,241	9,031,302	6,939
(1)未払手数料	193,778	193,778	-
(2)その他未払金	314,921	314,921	-
負債計	508,699	508,699	-

(1) 未収投資助言報酬に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)未収投資助言報酬

未収投資助言報酬のうち一般債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、未収投資助言報酬のうち貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	7,654,389	-	-	-
未収委託者報酬	461,977	-	-	-
未収運用受託報酬	544,381	-	-	-
未収投資助言報酬	186,568	-	-	-
長期差入保証金	-	-	190,313	-
合計	8,847,316	-	190,313	-

（有価証券関係）

第24期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

第25期（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2．退職給付債務及びその内訳

	第24期 (平成22年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	251,570
(2)年金資産 (千円)	235,451
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	16,119
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	16,119

3．退職給付費用の内訳

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
退職給付費用 (千円)	37,281

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第25期 (平成23年3月31日現在)
(1)退職給付債務 (千円)	375,538
(2)年金資産 (千円)	256,147
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	119,390
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	119,390

3. 退職給付費用の内訳

	第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
退職給付費用 (千円)(注1)	54,668

(注1)退職給付費用には、勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額1,346千円が含まれております。

(注2)上記の退職給付費用以外に特別退職金150,044千円、退職給付制度改定損75,717千円を特別損失「合併関連費用」に含めて計上しております。なお、退職給付制度改定損は、当社の退職金規程を、合併に伴い改定したことにより発生したものであります。

(ストック・オプション等関係)

第24期 (自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。

第25期 (自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第24期 （平成22年3月31日現在）		第25期 （平成23年3月31日現在）	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳	
繰延税金資産	千円	繰延税金資産	千円
未払費用否認	4,207	税務上の繰越欠損金	468,586
賞与引当金繰入限度超過額	31,985	税務上の繰延資産償却超過額	69,633
ゴルフ会員権評価損否認	2,441	退職給付引当金繰入限度超過額	48,580
貸倒引当金繰入限度超過額	19,531	賞与引当金繰入限度超過額	42,292
未払事業税	2,984	その他	106,485
未払福利厚生費否認	11,011	繰延税金資産小計	735,577
退職給付引当金繰入限度超過額	6,558	評価性引当額	586,024
税務上の繰越欠損金	13,086	繰延税金資産合計	149,552
その他	4,303	繰延税金負債	
繰延税金資産小計	96,109	資産除去費用	6,928
評価性引当額	21,972	繰延税金負債合計	6,928
繰延税金資産合計	74,136	繰延税金資産の純額	142,624
繰延税金負債	-		
繰延税金資産の純額	74,136		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。	
（調整）			
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.85%		
住民税均等割	5.82%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.36%		

（企業結合等関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

共通支配下の取引等

（１）結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及び事業の内容

名称 当社の兄弟会社である安田投信投資顧問株式会社

事業の内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業

企業結合日

平成22年10月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

明治安田アセットマネジメント株式会社

取引の目的を含む取引の概要

・吸収合併の目的

両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていくためであります。

・合併比率等

安田投信投資顧問株式会社の普通株式 1 株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付し、普通株式 6,286株を発行しました。また、本合併による資本金の増加はありません。

（２）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（１）当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（１６年）としており、割引率は0.896%を適用しております。

（３）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高(注)	54,489千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	488千円
期末残高	54,977千円

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（持分法損益等）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	2,555,478	14,208	1,898,980	311,865	4,780,534

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	621,584

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有）割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	（被所有） 直接90%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
投資顧問運用助言及び設備の賃借等 役員の兼任	運用受託報酬	31,784千円	未収運用受託報酬	35,828千円
	投資助言報酬	246,119千円	未収投資助言報酬	126,638千円
	事務所家賃	246,655千円	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、契約に基づき報酬を算出しております。

事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

（注1）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有）割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	（被所有） 直接92.86%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
資産運用サービスの提供、 当社投信商品の販売、設備の賃借 及び役員の兼任	運用受託報酬	35,471千円	未収運用受託報酬	9,887千円
	投資助言報酬	306,784千円	未収投資助言報酬	181,486千円
	支払手数料	112,478千円	未払手数料	43,228千円
	事務所家賃	234,107千円	前払家賃	19,655千円
			長期差入保証金	190,313千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

（注1）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）		第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	
1株当たり純資産額	498,680円02銭	1株当たり純資産額	462,010円97銭
1株当たり当期純利益	1,612円87銭	1株当たり当期純損失	25,796円30銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	第24期 （平成22年3月31日現在）	第25期 （平成23年3月31日現在）
貸借対照表の純資産の部の合計金額（千円）	6,283,866	8,726,001
普通株式に係る純資産額（千円）	6,283,866	8,726,001
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	12,601	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	18,887

1株当たり当期純利益

	第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
当期純利益又は当期純損失（ ）(千円)	20,323	405,904
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益又は当期純損失（ ）(千円)	20,323	405,904
期中平均株式数(株)	12,601	15,735

（重要な後発事象）

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)												
・安田投信投資顧問株式会社との合併について 当社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結しました。当該合併契約につきましては、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。 1. 合併の目的 資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客さまのニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方向から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。 2. 合併する相手会社の名称 安田投信投資顧問株式会社 3. 合併の方法、合併後の会社の名称 本合併にあたっては、当社を吸収合併存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とします。 また、新会社の商号は、明治安田アセットマネジメント株式会社（英文名：Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd.）とします。 4. 合併比率等 (1)合併比率 安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付します。 (2)合併により発行する株式の種類及び数 当社は、本合併に際して、普通株式6,286株を発行します。 (3)資本金、資本準備金その他 本合併により増加する資本金および準備金等は、次のとおりです。 資本金 0円 資本準備金 0円 その他資本剰余金 会社計算規則第35条第2項の株主資本等変動額から前2号の合計額を控除した金額 利益準備金 0円 その他利益剰余金 0円 5. 安田投信投資顧問株式会社の概要 (1)事業内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業 (2)営業成績及び財産の状況 <table border="1" data-bbox="193 1798 759 1993"> <tr> <th>区分</th><th>平成21年3月期</th></tr> <tr> <td>営業収益</td><td>2,820百万円</td></tr> <tr> <td>当期純損失</td><td>255百万円</td></tr> <tr> <td>資産の額</td><td>3,935百万円</td></tr> <tr> <td>負債の額</td><td>299百万円</td></tr> <tr> <td>純資産の額</td><td>3,635百万円</td></tr> </table> 6. 合併効力発生日 平成22年10月1日	区分	平成21年3月期	営業収益	2,820百万円	当期純損失	255百万円	資産の額	3,935百万円	負債の額	299百万円	純資産の額	3,635百万円	
区分	平成21年3月期												
営業収益	2,820百万円												
当期純損失	255百万円												
資産の額	3,935百万円												
負債の額	299百万円												
純資産の額	3,635百万円												

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

平成22年10月1日付で、定款について次の変更を行いました。

- ・安田投信投資顧問株式会社と合併し、商号を明治安田アセットマネジメント株式会社に変更しました。
- ・公告方法の変更を行いました。（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う）に変更しました。）

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(平成23年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(平成23年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
むさし証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	2,280	
株式会社SBI証券	47,937	
岡安証券株式会社	500	
岡三証券株式会社	5,000	
光世証券株式会社	12,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	3,000	
コスモ証券株式会社	13,500	
静岡東海証券株式会社	600	
東海東京証券株式会社	6,000	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
新潟証券株式会社	600	
SMBC日興証券株式会社	10,000	
日本アジア証券株式会社	4,000	
のぞみ証券株式会社	2,091	
廣田証券株式会社	600	
室清証券株式会社	354	
島大証券株式会社	130	
浜銀TT証券株式会社	3,307	
ワイエム証券株式会社	1,270	
中銀証券株式会社	2,000	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社山陰合同銀行	20,705	
株式会社静岡銀行	90,845	
株式会社親和銀行	36,878	
株式会社中国銀行	15,149	
株式会社東邦銀行	23,519	
株式会社北越銀行	24,538	
株式会社山口銀行	10,005	
株式会社横浜銀行	215,628	
明治安田生命保険相互会社	410,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託者として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託者は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

1.名称、資本金の額及び事業の内容

- | | | |
|-----------|---|--|
| (A) 名称 | : | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 |
| (B) 資本金の額 | : | 平成23年3月31日現在、10,000百万円 |
| (C) 事業の内容 | : | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

2.関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3.資本関係

該当ありません。

第3【参考情報】

委託会社は、当計算期間において、次の書類を提出しております。

- | | |
|------------------|---|
| (1)有価証券届出書 | 平成22年 7 月16日 |
| (2)有価証券報告書 | 平成22年 7 月16日 |
| (3)半期報告書 | 平成23年 1 月18日 |
| (4)有価証券届出書の訂正届出書 | 平成22年 5 月 6 日、平成22年10月 1 日、
平成23年 1 月18日、平成23年 4 月 1 日 |

独立監査人の監査報告書

平成23年6月6日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 公高
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辻前 正紀
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田日本株式リサーチオープンの平成22年4月20日から平成23年4月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田日本株式リサーチオープンの平成23年4月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 6 月 27 日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 公 高
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 始 史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 前 正 紀
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月8日

MDAMアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
----------------	-------	------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀
----------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMDAM日本株式リサーチオープンの平成21年4月21日から平成22年4月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAM日本株式リサーチオープンの平成22年4月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

MDAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
----------------	-------	------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀
----------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の「安田投信投資顧問株式会社との合併について」に記載されているとおり、会社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約については、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。